

# お 知 ら せ

R8. 5. 22

愛媛県東予地方局健康福祉環境部地域福祉課  
(0897 - 56 - 1300 内線 (241))  
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課  
(089-912-2424)

## 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を運営する「有限会社サン電子（代表取締役 竹久保 洋子）」について、次のとおり事業者としての指定を取り消したので、お知らせします。

記

1 被処分者	<b>【開設者】</b> 法人名 有限会社サン電子 代表者 代表取締役 竹久保 洋子 所在地 西条市飯岡戻川 3972 番地 1
	<b>【事業所①】</b> 事業所名 マーカバの輪ヘルパーズ 所在地 西条市下島山甲 1223 番地 1 サービス種類 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 事業所番号 3 8 1 0 6 0 0 7 3 8  <b>【事業所②】</b> 事業所名 マーカバステーション 所在地 西条市下島山甲 1223 番地 1 サービス種類 生活介護、就労継続支援 B 型 事業所番号 3 8 1 0 6 0 0 8 5 2
2 処分の内容	指定障害福祉サービス事業者の指定取消
3 処分年月日	令和 8 年 5 月 21 日
4 指定取消年月日	令和 8 年 6 月 22 日
5 処分の根拠	障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号、第 10 号に該当
6 処分の主な理由	<p>令和 6 年 11 月 20 日に事業所①（マーカバの輪ヘルパーズ）に、令和 7 年 3 月 7 日に事業所②（マーカバステーション）に対し実施した監査の結果、複数の運営基準違反が判明し、令和 7 年 8 月 18 日に改善勧告、令和 7 年 12 月 11 日に改善命令を受けたにもかかわらず、事業所①②それぞれ以下の事項について期限までに改善がなされず、違反状態が継続していた。</p> <p>これは、運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）、改善命令違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号）に該当する。</p> <p><b>【事業所①】</b></p> <p>(1) 管理者及びサービス提供責任者が、指定基準に基づく職責を果たさなかった。</p> <p>(2) 全利用者分の個別支援計画を適切に作成しなかった。</p> <p>(3) 身体拘束廃止未実施減算を適切に行わなかった。</p>

	<p>(4) 従業員の勤務体制を一元的に管理しなかった。</p> <p>(5) サービス提供記録に実際のサービス提供時間を記録せず、サービス提供の都度、利用者等から確認を受けなかった。</p> <p>(6) サービス等利用計画やアセスメント等の必要書類を適切に作成・保管しなかった。</p> <p>(7) 令和7年12月11日に改善命令を受けたにもかかわらず、期限までに改善されなかった。</p> <p><b>【事業所②】</b></p> <p>(1) サービス管理責任者が、指定基準に基づく職責を果たさなかった。</p> <p>(2) 全利用者分の個別支援計画を適切に作成しなかった。</p> <p>(3) サービス提供の都度、サービス提供実績記録票の記載内容を提示せず、利用者等から確認を受けなかった。</p> <p>(4) 処遇改善加算について、処遇改善に係る取り組み内容や賃金改善の仕組み等の必要な事項を対象職員（福祉・介護職員）に周知せず、当該周知の記録を残さなかった。</p> <p>(5) 令和7年12月11日に改善命令を受けたにもかかわらず、期限までに改善されなかった。</p>
--	---

#### ○法人の概要

- ・名称 有限会社サン電子
- ・代表者 代表取締役 竹久保 洋子
- ・所在地 西条市飯岡辰川 3972 番地 1
- ・設立年月日 昭和 63 年 3 月 11 日

#### ○対象事業所の概要

- ・事業所名 マーカバの輪ヘルパーズ
- ・事業所所在地 西条市下島山甲 1223 番地 1
- ・サービス種類 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- ・指定年月日 平成 29 年 11 月 10 日

- ・事業所名 マーカバステーション
- ・事業所所在地 西条市下島山甲 1223 番地 1
- ・サービス種類 生活介護、就労継続支援 B 型
- ・指定年月日 令和 3 年 6 月 1 日
- ・利用定員 20 人（生活介護 6 人、就労継続支援 B 型 14 人）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護： 障害のある人が自宅や地域で自立した生活を送れるように、食事や入浴、排泄などの日常生活の支援や外出時の安全確保・同行支援などを行う。

生活介護： 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

就労継続支援 B 型： 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに能力等の向上のために必要な訓練を行う。

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(指定通所支援の事業の基準)

第四十三条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3、4 (略)

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 略

五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六～九 略

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一～十三 略